徴収等業務規程

令和４年４月１日施行
令和６年４月１日変更

目次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項（第５条）
第３章　徴収等業務を行う事務所に関する事項（第６条）
第４章　納付金の徴収の方法に関する事項（第７条―第１３条）
第５章　供給促進交付金の交付の方法に関する事項（第１４条―第１９条）
第６章　調整交付金の交付の方法に関する事項（第２０条―第２５条）
第７章　系統設置交付金等の交付の方法に関する事項（第２６条―第３７条）
第８章　返還命令等による金銭の徴収の方法に関する事項（第３８条・第３９条）
第９章　納付金等の管理の方法に関する事項（第４０条―第４６条）
第１０章　政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項
（第４７条・第４８条）
第１１章　徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項（第４９条―第５２条）
第１２章　徴収等業務に関する公正の確保に関する事項（第５３条・第５４条）
第１３章　徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項
（第５５条・第５６条）
第１４章　雑則（第５７条）
附則

第１章　総則

（目的）
第１条　本規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第４０条第１項の規定に基づき、法第３１第１項及び第３８条第１項の納付金の徴収並びに交付金（供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金をいう。第４４条において同じ。）の交付の業務（以下「徴収等業務」という。）の実施に関する基本的事項を定め、もって徴収等業務の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）
第２条　本機関は、法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成２４年経済産業省令第４６号。以下「施行規則」という。）並びにこれに基づく命令、通知によるほか、本規程に従い、公正かつ適切に徴収等業務を実施する。

（用語）
第３条　本規程において使用する用語は、本規程に特に定めるもののほか、法及び業務規程において使用する用語の例による。

（情報処理システム）
第４条　本機関は、効率的な業務遂行及び認定事業者その他の関係者の利便性の向上の観

点から、徴収等業務に用いる情報処理システムを具備する。
２　本機関は、情報処理システムを開発又は導入しようとする場合は、将来、法令等が変更されたとき、本規程が変更されたとき、認定事業者その他の関係者から要請があったとき等において、当該情報処理システムを柔軟に変更し、又は機能を追加できるよう、拡張性等に留意した設計を行うよう努める。
３　本機関は、情報処理システムの変更又は機能の追加に関する認定事業者その他の関係者からの要請を受け付けるとともに、要請を受けたときは、当該情報処理システムの変更又は機能の追加の要否を検討し、必要な対応を行う。
４　本機関は、本機関のウェブサイト及び情報処理システム等が、外部からの悪意ある攻撃を受けないようにするため適切なサイバーセキュリティ対策を講じる。

第２章　徴収等業務を行う時間及び休日に関する事項

（業務時間及び休日）
第５条　徴収等業務を行う時間は、業務規程第１１条第３項及び第４項の規定による。

第３章　徴収等業務を行う事務所に関する事項

（事務所の所在地）
第６条　徴収等業務を行う本機関の事務所所在地は、東京都千代田区とする。

第４章　納付金の徴収の方法に関する事項

（納付金の額の算定に係る資料の提出）
第７条　本機関は、法第３１条第２項に規定する納付金（以下第１２条までにおいて単に「納付金」という。）の額を算定するため、小売電気事業者等に対し、当該各小売電気事業者等が電気の使用者に供給した電気の量その他必要な資料の提出を求める。
２　本機関は、前項に定めによるもののほか、納付金の額を算定するため必要があるときは、法第３３条第２項の定めるところにより小売電気事業者等に対し、必要な資料の提出を求める。

（納付金の額の算定）
第８条　本機関は、前項の規定により提出を受けた各小売電気事業者等からの資料に基づき、小売電気事業者等が納付すべき納付金の額の算定を行うものとする。

（納付金の額の決定）
第９条　本機関は、前条の算定により、各小売電気事業者等が納付すべき納付金の額を決定する。
２　本機関は、前項で決定した各小売電気事業者等が納付すべき納付金の額を経済産業大臣に報告する。

（納付金の額等の通知）
第１０条　本機関は、前条第１項の決定を行った場合には、各小売電気事業者等に対し、当該小売電気事業者等が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を書面、電子メール又は本機関が提供する徴収等業務を行う情報処理システムで通知する。
２　前項の納付期限は、同項に基づき本機関が通知した日が属する月の末日とする。ただし、その月の末日が徴収等業務の休日（業務規程第１１条第３項に規定する休業日をいう。以下同じ。）である場合においては、その翌営業日とする。

（納付金の徴収の方法）
第１１条　本機関は、小売電気事業者等が納付すべき納付金を、本機関が指定する銀行口座への振込みにより徴収するものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
２　前項の振込みに要する費用は、小売電気事業者等が負担するものとする。

（納付金の納付の督促）
第１２条　本機関は、第１０条の規定による通知を受けた小売電気事業者等が、その納付期限までに納付金を納付しないときは、法第３４条第１項の規定により、督促状により期限を指定してその納付を督促する。
２　前項の指定する期限は、納付期限の日が属する月の翌月の１０日とする。ただし、第１０条第２項ただし書の規定により、翌月末日が徴収等業務の休日であり翌営業日が納付期限となる場合においては、当該納付期限の日が属する月の１０日とする。
３　本機関は、第１項の督促を受けた小売電気事業者等が、前項の規定による期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第３４条第２項の規定により、その督促に係る納付金の額に第１項の督促状により指定した納付期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年１４．５パーセントの割合を乗じて計算した金額の延滞金を徴収することができる。
４　前項の規定により徴収した延滞金は、これを納付金の一部とみなすものとする。
５　本機関は、第１項の規定による督促を受けた小売電気事業者等が同項の規定により指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第３４条第３項の規定により、直ちに、その旨を経済産業大臣に通知する。

（ＦＩＴ電気買取事業者に係る納付金の徴収）
第１３条　本機関は法第１５条の３の規定により算定した調整交付金の額が零を下回った場合、法第３８条第１項の定めるところにより、ＦＩＴ電気買取事業者から、その下回った額の納付金（以下この条において「ＦＩＴ電気買取事業者に係る納付金」という。）を徴収する。
２　本機関は、法第３９条第１項の定めるところにより、ＦＩＴ電気買取事業者が納付すべき納付金の額を算定するものとする。
３　第９条から第１２条までの規定は、ＦＩＴ電気買取事業者に係る納付金について準用する。この場合において、これらの規定中「納付金」とあるのは、「ＦＩＴ電気買取事業者に係る納付金」と、「小売電気事業者等」とあるのは、「ＦＩＴ電気買取事業者」と、第９条中「前条の算定により」とあるのは、「法第１５条の３の規定に基づく算定により」と、第１０条第２項中「月の末日」は、「月の翌月末日」と読み替えるものとする。

第５章　供給促進交付金の交付の方法に関する事項

（供給促進交付金の交付における再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得）
第１４条　本機関は、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第９条第４項に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

（供給促進交付金の額の算定に係る資料の提出）
第１５条　本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、一般送配電事業者等（一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対し、交付対象

区分等（法第２条の２第１項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等をいう。）に該当する認定発電設備（法第２条第５項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出を求める。

２　本機関は、供給促進交付金の額を算定するため、法第２条の５第２項の定めるところにより、複数の発電設備等を使用する発電場所で、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気を一般送配電事業者等が受電する場合、当該認定発電設備を保有する認定事業者に対し、当該認定発電設備に係る再生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出を求める。

３　本機関は、前項の定めによるもののほか、供給促進交付金の額を算定するため必要があるときは、法第２条の５第２項の定めるところにより認定事業者に対し、必要な資料の提出を求める。

（供給促進交付金の額の算定）

第１６条　本機関は、前条の規定により一般送配電事業者等及び認定事業者から提出を受けた資料に基づき、法第２条の４に規定する方法により、供給促進交付金の額の算定を行うものとする。

（供給促進交付金の額の決定）

第１７条　本機関は、前条の算定により、各認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額を決定する。

２　本機関は、前項で決定した各認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額を経済産業大臣に報告する。

（供給促進交付金の額等の通知）

第１８条　本機関は、前条第１項の決定を行った場合は、各認定事業者に対し、当該各認定事業者に対して交付する供給促進交付金の額その他必要な事項を電子メール又は本機関が提供する徴収等業務を行う情報処理システムにより通知する。

（供給促進交付金の交付の方法）

第１９条　本機関は、各認定事業者に対して交付する供給促進交付金を、当該各認定事業者が指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより交付するものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。

２　前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。

第６章　調整交付金の交付の方法に関する事項

（調整交付金の交付における再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報の取得）

第２０条　本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、経済産業省から法第９条第４項に規定する経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に係る情報を取得する。

（調整交付金の額の算定に係る資料の提出）

第２１条　本機関は、調整交付金の額を算定するため、法第１５条の４第２項の定めるところにより、ＦＩＴ電気買取事業者に対し、当該ＦＩＴ電気買取事業者が法第２条第５号に規定する特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量その他必要な資料の提出を求める。

２　本機関は、調整交付金の額を算定するため必要があるときは、一般送配電事業者等に

対し、必要な資料の提出を求める。

（調整交付金の額の算定）
第２２条　本機関は、前条第１項の規定により各ＦＩＴ電気買取事業者及び一般送配電事業者等から提出を受けた資料に基づき、法第１５条の３に規定する方法により、調整交付金の額の算定を行うものとする。

（調整交付金の額の決定）
第２３条　本機関は、前条の算定により、各ＦＩＴ電気買取事業者に対して交付する調整交付金の額を決定する。
２　本機関は、前項で決定した各ＦＩＴ電気買取事業者に対して交付する調整交付金の額を経済産業大臣に報告する。

（調整交付金の額等の通知）
第２４条　本機関は、前条第１項の決定を行った場合は、各ＦＩＴ電気買取事業者に対し、当該各ＦＩＴ電気買取事業者に対して交付する調整交付金の額その他必要な事項を書面、電子メール又は本機関が提供する徴収等業務を行う情報処理システムにより通知する。

（調整交付金の交付の方法）
第２５条　本機関は、各ＦＩＴ電気買取事業者に対して交付する調整交付金を、当該各ＦＩＴ電気買取事業者が指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより交付するものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
２　前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。

第７章　系統設置交付金等の交付の方法に関する事項

（系統設置交付金の額の算定に係る費用）
第２６条　本機関は、系統設置交付金の額を算定するため、一般送配電事業者又は送電事業者から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置及び維持に要する費用の額の届出を受ける。
２　本機関は、前項で届出を受けた場合、届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。

（系統設置交付金の額の算定）
第２７条　本機関は、前条第１項の規定により届出を受けた費用の額をに基づき、法第２９条第１項に規定する方法により、系統設置交付金の額の算定を行うものとする。
２　前項の系統設置交付金の額の算定は、法第２９条第１項に規定する方法により行う。

（系統設置交付金の額の決定）
第２８条　本機関は、前条の算定により、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対して交付する系統設置交付金の額を決定する。

（系統設置交付金の額等の通知）
第２９条　本機関は、前条の決定を行った場合は、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対し、当該届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対して交付する系統設置交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。

（系統設置交付金の交付の方法）

第３０条　本機関は、届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者に対して交付する系統設置交付金を、当該届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者が指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより交付するものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
２　前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。

（系統設置交付金の交付期間）
第３１条　系統設置交付金の交付期間は、施行規則に定められた期間とする。

（特定系統設置交付金の額の算定に係る費用）
第３２条　本機関は、特定系統設置交付金の額を算定するため、認定整備等事業者（電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２８条の５０第１項に規定する認定整備等事業者をいう。以下同じ。）から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する系統電気工作物の設置に要する費用の額の届出を受ける。
２　本機関は、前項で届出を受けた場合、届出のあった費用の額を経済産業大臣に報告する。

（特定系統設置交付金の額の算定）
第３３条　本機関は、前条第１項の規定により届出を受けた費用の額に基づき、法第２９条第２項に規定する方法により、特定系統設置交付金の額の算定を行うものとする。

（特定系統設置交付金の額の決定）
第３４条　本機関は、前条の算定により、届け出を行った認定整備等事業者に対して交付する特定系統設置交付金の額を決定する。

（特定系統設置交付金の額等の通知）
第３５条　本機関は、前条の決定を行った場合は、届出を行った認定整備等事業者に対し、当該届出を行った認定整備等事業者に対して交付する特定系統設置交付金の額その他必要な事項を書面又は電子メールにより通知する。

（特定系統設置交付金の交付の方法）
第３６条　本機関は、届出を行った認定整備等事業者に対して交付する特定系統設置交付金を、当該届出を行った認定整備等事業者が指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより交付するものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。
２　前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。

（特定系統設置交付金の交付期間）
第３７条　特定系統設置交付金の交付期間は、施行規則に定められた期間とする。

第８章　返還命令等による金銭の徴収の方法に関する事項

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しに係る金銭の徴収）
第３８条　本機関は、法第１５条の１１第２項に基づき、同条第１項の規定による命令を受けた認定事業者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。
２　第９条から第１０条第１項までの規定は、前項の規定による認定事業者が返還又は納付を命ぜられた金銭について準用する。この場合において、これらの規定中「納付金」

とあるのは、「返還又は納付を命ぜられた金銭」と、「小売電気事業者等」とあるのは、「認定事業者」と、第９条中「前条の算定により」とあるのは、「法第１５条の１１第１項の命令により」と、第１０条第１項中「納付すべき納付金の額及び納付期限」は、「返還又は納付を命ぜられた金銭の額」と読み替えるものとする。

（整備等計画の認定の取消しに係る金銭の徴収）

第３９条　本機関は、法第２９条の２第２項に基づき、同条第１項の規定による命令を受けた認定整備等事業者から、同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。

２　第９条から第１０条第１項までの規定は、前項の規定による認定整備等事業者が返還を命ぜられた金銭について準用する。この場合において、これらの規定中「納付金」とあるのは、「返還を命ぜられた金銭」と、「小売電気事業者等」とあるのは、「認定整備等事業者」と、第９条中「前条の算定により」とあるのは、「法第２９条の２第１項の命令により」と、第１０条第１項中「納付すべき納付金の額及び納付期限」は、「返還を命ぜられた金銭の額」と読み替えるものとする。

第９章　納付金等の管理の方法に関する事項

（基本方針）

第４０条　本機関は、第７条及び第１３条第１項の納付金並びに第３８条及び第３９条の金銭（本章において「納付金等」と総称する。）の管理において、法の目的に則り、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

（区分経理）

第４１条　本機関は、電気事業法第２８条の５４第２号の規定及び会計規程に基づき、徴収等業務に係る経理と徴収等業務以外の業務に係る経費とを明確に区別して管理する。

（納付金等の運用）

第４２条　本機関は、法第４１条に基づき、余裕金運用業務の細則に関する規程の第５条に規定する方法により、納付金等を運用することができる。

２　本機関は、納付金等の運用により生じた収入を徴収等業務費用に充てるものとし、他の費用に流用しない。

（事務費の支出）

第４３条　本機関は、納付金等の中から、徴収等業務に必要な事務費を支出することができる。

（交付金の交付財源が不足する際の対応）

第４４条　本機関は、交付金を交付するために必要な財源に不足が生じるおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣にその旨を報告し、経済産業大臣からの指示を受けるものとする。

２　本機関は、前項の経済産業大臣からの指示に従って、不足財源について金融機関から資金調達を行う場合には、資金調達先となる金融機関を公正・公平な競争性のある方法を用いて選定することにより、金利その他の資金調達に係る費用の縮減に努めるものとする。

３　本機関は、前項の資金調達について、資金調達が不調となる場合には、速やかに経済産業大臣にその事実を報告し、新たな指示を受けるものとする。

４　第２項の資金調達に係る債務（金利その他の資金調達に係る費用に係るものを含む。）

の返済は、法第３２条第２項の規定の趣旨にかんがみ、当該債務が発生した翌々年度までの納付金等をもって充てるものとする。

（非化石証書の発行及び販売）
第４５条　本機関は、第２１条第１項の規定によりＦＩＴ電気買取事業者から提出を受けた、ＦＩＴ電気買取事業者が法第２条第５号に規定する特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量を卸電力取引所に書面又は電子メールで通知することによって、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成２２年経済産業省令第４３号）第４条第１項第２号に規定する非化石証書をいう。）を発行する。
２　本機関は、前項の規定により発行した非化石証書を、卸電力取引所にて開設される非化石価値取引市場を通じて非化石価値取引会員に販売することができる。
３　本機関は、前項の販売に伴う収入を徴収等業務費用に充てるものとし、他の費用に流用しない。

（残高の報告）
第４６条　本機関は、毎月１回その他必要があるときは、納付金等の残高を経済産業大臣に報告する。

第１０章　政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項

（基本方針）
第４７条　本機関は、法第２条の６及び法第１５条の５の規定による供給促進交付金及び調整交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てることを目的とした政府が講ずる予算上の措置に係る資金（以下「予算措置資金」という。）の管理において、安全性と管理の透明性の確保に万全を期すものとする。

（管理方法）
第４８条　予算措置資金の執行にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、法及びその他の法令の定めによるほか、予算措置資金に係る要綱等の定めるところによる。

第１１章　徴収等業務に関する秘密の保持に関する事項

（秘密保持義務）
第４９条　本機関の役員及び職員並びにこれらの職にあった者は、徴収等業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（文書の保存における秘密の保持）
第５０条　本機関は、徴収等業務に関して知り得た秘密及び個人情報を記載した文書や電子媒体等について、適切に保存する。
２　文書管理規程第５条に規定する文書管理者は、同規程に基づき、文書の保存の適切な実施のため、必要かつ十分な措置を講じる。

（情報の管理）
第５１条　情報管理については、業務規程第８条の規定による。

（業務委託先における秘密の保持）
第５２条　本機関は、業務の一部を本機関以外の者に委託しようとするときは、秘密情報の取扱い及び情報セキュリティに関する必要な対策を講じる。

第１２章　徴収等業務に関する公正の確保に関する事項

（法令等の遵守）
第５３条　本機関の職員は、業務規程の別紙２－１で定める職員行動規範第１条の規定により、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するとともに、本機関の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努める。
２　本機関の理事長、理事及び理事会は、法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等が遵守されるように取り組む。

（監査）
第５４条　本機関は、徴収等業務が適正に行われていることについて検査するため、監査を原則として毎年度実施する。

第１３章　徴収等業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

（帳簿及び書類の保存）
第５５条　帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。
一　法第４２条に規定する帳簿
二　その他徴収等業務を記録する書類
２　前項第１号の帳簿は、事務所内において、適切に保存する。
３　前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにする。

（災害等に備えた管理）
第５６条　本機関は、帳簿及び書類の保存について、災害等に備えた管理としてデータバックアップ等を行う。

第１４章　雑則

（実施細則）
第５７条　本機関は、本規程に定めるもののほか、徴収等業務の実施に関し必要な事項について、細則を定めることができる。
２　本機関は、前項の細則を定めたときは、経済産業大臣に提出するものとする。細則を変更したときも同様とする。

附則
（施行期日）
本規程は、令和４年４月１日から施行する。
附則（令和６年４月１日）
（施行期日）
本規程は、令和６年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。